

公布された条例のあらまし

◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 制定の理由及び内容

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 職員の分限に関する条例
- (3) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (4) 静岡県職員の退職手当に関する条例
- (5) 静岡県職員の旅費に関する条例
- (6) 静岡県教職員の給与に関する条例
- (7) 静岡県地方警察職員の給与に関する条例
- (8) 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (9) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- (10) 静岡県職員の育児休業等に関する条例
- (11) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (12) 静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
- (13) 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (14) 静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇会計年度任用職員の給与等に関する条例

1 制定の理由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 会計年度任用職員の給与の種類について定めました。(第2条関係)
- (2) フルタイム会計年度任用職員の給料の額及び支給方法について定めました。(第3条～第5条関係)
- (3) フルタイム会計年度任用職員の手当の額及び支給方法について定めました。(第6条関係)
- (4) フルタイム会計年度任用職員の給与の減額について定めました。(第7条関係)
- (5) フルタイム会計年度任用職員の休職者の給与について定めました。(第8条関係)
- (6) パートタイム会計年度任用職員の報酬の額について定めました。(第9条、第10条関係)
- (7) パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額について定めました。(第11条関係)
- (8) パートタイム会計年度任用職員の休職者の給与について定めました。(第12条関係)
- (9) パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の額について定めました。(第13条関係)

- (10) パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法について定めました。（第14条関係）
- (11) 会計年度任用職員の給与の特例について定めました。（第15条関係）
- (12) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例

1 制定の理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づく任期付職員を静岡県教育委員会において採用するため、必要な事項を定めました。

2 内容

- (1) 静岡県教育委員会は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができることとしました。（第2条関係）
- (2) 任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならないこととしました。（第3条関係）
- (3) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 防疫等作業手当について、作業の特殊性を考慮し、支給対象業務及び支給単価を見直しました。（第7条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、1の(1)については、平成31年4月2日から適用することとしました。

◇静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、天皇又は皇族の身辺の護衛の作業に従事した職員に支給する私服作業等手当の支給範囲の見直しを行いました。（第13条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用することとしました。

◇静岡県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 自動車税の種別割について、次のとおり、自家用の乗用車等の税率を引き下げるとともに、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽くし、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「グリーン化」）を講ずることとしました。（第2条中静岡県税賦課徴収条例第53条、附則第24項、附則第26項～附則第32項、第3条中静岡県税賦課徴収条例附則第28項関係）

ア 自家用の乗用車等の税率の引下げ（令和元年10月1日以降に初回新規登録されたものに限る。）

排気量の区分	1,000cc以下	1,000cc超 1,500cc以下	1,500cc超 2,000cc以下	2,000cc超 2,500cc以下	2,500cc超
引下げ額	4,500円	4,000円	3,500円	1,500円	1,000円

イ 環境負荷の小さい自動車

- (7) 令和元年度及び令和2年度に初回新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度の税率を次のとおり軽減することとしました。

対 象 自 動 車	軽減する税率
<ul style="list-style-type: none"> 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車又は平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で令和2年度燃費基準値より30%以上燃費性能が良いもの 電気自動車 充電機能付電力併用自動車 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及びクリーンディーゼル乗用車 	概ね75%
<ul style="list-style-type: none"> 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車又は平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で令和2年度燃費基準値より10%以上燃費性能が良いもの 	概ね50%

- (4) 令和3年度及び令和4年度に初回新規登録された自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車のうち次の自動車について、当該登録の翌年度の税率を次のとおり軽減することとしました。

対 象 自 動 車	軽減する税率
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 充電機能付電力併用自動車 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及びクリーンディーゼル乗用車 	概ね75%

ウ 環境負荷の大きい自動車

令和元年度から令和3年度までに、初回新規登録から次の年数を経過した自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール等自動車及び電力併用自動車並びに自家用の乗用車、自家用のキャンピング

グ車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)について、その翌年度以降、税率を次のとおり重くすることとしました。

対 象 自 動 車	重課する税率
初回新規登録から11年を経過したディーゼル車	概ね15%
初回新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車	

(2) 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和6年3月31日以前に終了する事業年度に係る法人の事業税について、税率を改める改正を行いました。(第2条中静岡県税賦課徴収条例附則第17項～附則第19項関係)

(3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、2の(1)ア、イ(7)、ウ及び(2)については令和元年10月1日から、(1)イ(1)については令和3年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 受益者負担の適正化を図るため、国が示す標準額の改定等に基づき、危険物取扱者試験の実施等に係る手数料の改定を行いました。(別表関係)

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和元年10月1日から施行することとしました。

◇静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

消費税法の改正による消費税率の引上げ及び地方消費税法の改正による地方消費税率の引上げに伴い、静岡県立吉原林間学園診療所における診断書及び証明書の交付に係る手数料の上限額を改めました。(第6条関係)

2 施行期日

この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

◇静岡県河川管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

消費税法の改正による消費税率の引上げ及び地方税法の改正による地方消費税率の引上げに伴い、必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

◇水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

水道法施行令の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を一部見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第3条、第4条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

水産業協同組合法の改正に伴い、新たに静岡市及び浜松市が処理することとなる事務を追加するほか、必要な改正を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。